

第68回税理士試験 法人税法
第一問(理論)解答

問1

(1)

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。(2点)
この場合において、減額された金額を損金の額に算入されなかった資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、その資産の帳簿価額は、その減額がされなかったものとみなす。(2点)

(2)

(1) 物損等の事実
① 棚卸資産(2点)
イ 災害により著しく損傷したこと
ロ 著しく陳腐化したこと
ハ イ又はロに準ずる特別の事実
② 有価証券(2点)
イ 取引所売買有価証券等(発行済株式等の20%以上を有するものを除く。)の価額が著しく低下したこと
ロ 上記イ以外の有価証券について、その発行法人の資産状態が著しく悪化したためその価額が著しく低下したこと
ハ ロに準ずる特別の事実
③ 固定資産(4点)
イ 災害により著しく損傷したこと
ロ 一年以上にわたり遊休状態にあること
ハ その本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
ニ 所在する場所の状況が著しく変化したこと
ホ イからニまでに準ずる特別の事実
④ 繰延資産(1点)
イ その支出の対象となった固定資産につき③のイからニまでに掲げる事実が生じたこと
ロ イに準ずる特別の事実
(2) 法的整理の事実(1点)
更生手続における評価が行われることに準ずる特別の事実

(3)

事実 関係	損金算入の可否とその理由
1	<p>棚卸資産の時価が単に過剰生産等の事情によって低下しただけでは、評価損の計上が認められる特定の事実¹に該当しないよって、商品Aについて計上した評価損 4,000,000円は、当期の損金の額に算入されないこととなる。</p> <p style="text-align: right;">(理由 2 点, 結論 2 点)</p>
2	<p>内国法人の有する資産につき災害による著しい損傷によりその資産の価額が帳簿価額を下回ることとなった場合においてその資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換え直前の帳簿価額とその事業年度終了の時におけるその資産の価額との差額に達するまでの金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされている。</p> <p>よって、商品Bは災害により著しく損傷し、資産の価額が帳簿価額を下回っているため、商品Bについて計上した評価損 2,000,000円は当期の所得金額の計算上、損金の額に算入されることとなる。</p> <p style="text-align: right;">(理由 2 点, 結論 2 点)</p>
3	<p>有価証券について評価損の計上が認められるためには、有価証券の価額が著しく低下したことが要件とされており、有価証券の価額が著しく低下したことは、その有価証券のその事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることが要件とされている。</p> <p>有価証券Cは、有価証券の価額は低下はしているものの<u>事業年度終了の時における価額が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回っていない。</u></p> <p>よって、有価証券の評価損の計上が認められる事実²に該当しないため、<u>有価証券Cについて計上した評価損 1,500,000円は、当期の損金の額に算入されないこととなる。</u></p> <p style="text-align: right;">(理由 2 点, 結論 2 点)</p>
4	<p>機械及び装置については、製造方法の急速な進歩等による旧式化により、その資産の価額が帳簿価額を下回ることとなった場合においても、評価損の計上が認められる特定の事実³に該当しない。</p> <p>よって、機械装置Dについて計上した評価損 5,000,000円は、当期の損金の額に算入されないこととなる。</p> <p style="text-align: right;">(理由 2 点, 結論 2 点)</p>

問2

(1) (4点)

次に掲げる法人をいう。
(1) 普通法人（投資法人，特定目的会社及び法人課税信託に規定する受託法人を除く。）のうち，資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（その事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
(2) 公益法人等又は協同組合等
(3) 人格のない社団等

(2)

(1) 中小法人等
① 制度の概要 (3点)
確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この規定によりすでに損金の額に算入されたもの及び欠損金の繰戻しによる還付金の計算の基礎となったものを除く。以下同じ。）がある場合には，その欠損金額相当額は，各事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。
② 損金算入の限度額 (2点)
損金算入額は，この規定の適用前の所得金額（その欠損金額の生じた事業年度前に生じた欠損金額相当額でこの規定又は災害損失金の繰越しの規定により損金の額に算入されるものがある場合には，その金額を控除した金額）を限度とする。
(2) (1)以外の法人
① 制度の概要 (2点)
確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（この規定によりすでに損金の額に算入されたもの及び欠損金の繰戻しによる還付金の計算の基礎となったものを除く。以下同じ。）がある場合には，その欠損金額相当額は，各事業年度の所得の金額の計算上，損金の額に算入する。
② 損金算入の限度額 (6点)
損金算入額は，この規定の適用前の所得金額の50%相当額（その欠損金額の生じた事業年度前に生じた欠損金額相当額でこの規定又は災害損失金の繰越しの規定により損金の額に算入されるものがある場合には，その金額を控除した金額）を限度とする。ただし，更正手続開始の決定，再生手続開始の決定等の日から更生計画認可の決定，再生計画認可の決定等の日以後7年を経過するまでの期間内の日又は設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日（期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。）の属する事業年度（株式が上場された日等以後に終了する事業年度を除く。）については，この規定の適用前の所得金額を限度とする。

(3) (3点)

(1) 欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していること。
(2) その後において連続して確定申告書を提出していること。
(3) 欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を保存していること。